

議員提出議案第 1 号

長門市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

令和 6 年 8 月 9 日提出

提出者 長門市議会議員 林 哲 也

賛成者 長門市議会議員 吉 津 弘 之

賛成者 長門市議会議員 田 村 大治郎

賛成者 長門市議会議員 綾 城 美 佳

賛成者 長門市議会議員 ひさなが 信也

長門市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

長門市議会議員政治倫理条例（平成 18 年長門市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>本則</p> <p>（政治倫理基準）</p> <p>第 3 条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>市職員の昇格、異動に関して、推薦又は紹介をしないこと。</u></p> <p>(7) <u>地位を利用して、ハラスメント、威圧的な言動、過剰な要求その他の人権を侵害する行為をしないこと。</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) <u>発言又は情報発信（ウェブサイト等への掲載を含む。）は、公人としての自覚及び責任をもって行い、他者の名誉を毀損し、又は人格を損なう一切の行為（第三者をしてこれらの行為をさせることを含む。）をしないこと。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>（審査の請求）</p> <p>第 5 条 <u>地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 18 条の規定により選挙権を有する市民又は議員は、議員が政治倫理基準に違反する疑いがあると認められるときは、当該議員が政治倫理基準に違反する疑いがあるこ</u></p>	<p>本則</p> <p>（政治倫理基準）</p> <p>第 3 条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>職員の昇格、異動に関して、推薦又は紹介をしないこと。</u></p> <p>（新設）</p> <p>(7) (略)</p> <p>（新設）</p> <p>2 (略)</p> <p>（市民の審査請求権）</p> <p>第 5 条 <u>市民は、議員が第 3 条第 1 項各号に規定する政治倫理基準に反する疑いがあるときは、これを証する資料を添えて、議長に審査を請求することができる。</u></p>

とを証する資料を添え、議員定数の12分の1以上の議員の紹介又は議員の連署をもって、議長に対し、審査の請求をすることができる。

(審査会の設置等)

第6条 (略)

2 審査会の委員は、7人とし、議員の中から議長が任命する。

3～6 (略)

(審査会の審査)

第7条 (略)

2 (略)

3 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 (略)

(削る)

(削る)

(審査対象議員の協力義務)

第8条 審査の対象となった議員(以下「審査対象議員」という。)は、審査会から会議への出席、審査に必要な資料の提出及び調査への協力を求められたときは、これに従わなければならない。

(虚偽報告等の公表)

第9条 議長は、審査会から次に掲げる報告があったときは、その旨を速やかに公表しなければならない。

(1) 審査対象議員が虚偽の報告をした旨の報告

(2) 審査対象議員が前条に規定する審査会からの求めに応じなかった旨の報告

(弁明の機会の保障)

第10条 審査会は、審査対象議員から審査会において弁明したい旨の申出を受けたときは、その機会を保障しなければならない。

2 審査会は、審査対象議員が前項の規定により弁明を行った場合は、その内容を審査結果に明記しなければならない。

(審査結果の報告及び通知)

第11条 審査会は、審査終了後7日

(政治倫理審査会の設置等)

第6条 (略)

2 審査会の委員は、5人とし、議員の中から議長が任命する。

3～6 (略)

(審査会の審査)

第7条 (略)

2 (略)

(新設)

3 (略)

4 審査会は、審査終了後7日以内に審査結果を議長に文書で報告するものとする。

5 議長は、前項の規定による報告があった日から7日以内に、その写しを請求者に送付するものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

以内に審査結果を議長に文書で報告しなければならぬ。ただし、天災その他の事由によりやむを得ない理由があるときは、この限りではない。

2 議長は、前項の規定による報告があった日から7日以内に、その結果を請求者及び審査対象議員に送付しなければならない。

(審査結果の公表)

第12条 議長は、前条の規定に基づく審査会の審査結果の報告があったときは、これを公表するものとする。

2 (略)

(議長の職務の代行)

第13条 議長が審査会の審査対象議員となったときは副議長が、議長及び副議長がともに審査対象議員となったときには年長議員が、この条例に規定する議長の職務を行うものとする。

(削る)

(削る)

(審査会審査結果の公表)

第8条 議長は、前条の規定に基づく審査会の審査結果について、広報紙等で速やかに公表するものとする。

2 (略)

(新設)

(職務関連犯罪容疑による起訴後の市民への説明会)

第9条 議員は、刑法(明治40年法律第45号)第197条から第197条の4までの各条及び第198条に定める贈収賄罪その他職務に関連する犯罪(以下「職務関連犯罪」という。)による起訴後、引き続きその職にとどまろうとするときは、議長に市民に対する説明会の開催を求めなければならない。この場合において、当該議員は、説明会に出席し釈明しなければならない。

2 市民は、前項の規定による説明会が開催されないときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第18条に定める選挙権を有する者50人以上の連署をもって、説明会の開催を請求することができる。

3 前項に規定する説明会の開催請求は、当該議員が起訴された日から50日以内に、議長を通じて行うものとする。

4 市民は、説明会において当該議員に質問することができる。

(職務関連犯罪による第一審有罪判決後の市民への説明会)

<p>(委任) 第 14 条 (略)</p>	<p><u>第 10 条 前条の規定は、議員が前条の罪による第一審有罪判決の宣告を受け、なお引き続きその職にとどまろうとする場合に準用する。ただし、開催請求の期間は、判決の日から 30 日を経過した日以後 20 日以内とする。</u></p> <p>(委任) 第 11 条 (略)</p>
----------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議員提出議案第1号

長門市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

理 由 書

この議案は、議員が市民の奉仕者としての倫理を高め、自己の利益を問わず、市民の信頼に応えるため平成18年12月に制定したものである。この度、時代の変化に即し実効性を高めるため、議論を重ねた結果、所要の改正を行うもの。

主な改正内容は、「政治倫理基準」「審査の請求」を改正するとともに、新たに「審査対象議員の協力義務」「虚偽報告等の公表」「弁明の機会の保障」及び「議長の職務の代行」について規定するもの。